

農業会議通信

農業会議設立60周年

決意を新たに力強い一歩を



三年ぶりに田植えをした陸前高田市小友の水田を視察する
佐々木会長と石川陸前高田市農業委員会会長

今年も早や半年が過ぎた。「まだ、第一四半期が終わっただけと言う向きもあるが、後で慌てるぞ」と私のいつもの口癖である。まさに季節は移ろい、田園は緑のじゅうたんを敷いたようだ。先日、東日本大震災・津波により甚大な被害を受けた沿岸地域を回ってきた。ようやく復旧整備が完了し、今年、三年ぶりに田植えをした水田を目的

当たりにして、感無量であった。

農業者の苦勞が報われる稔りの秋を迎えたものである。

◆ 農業会議が昭和29年8月に設立されて以来、60年の星霜を数えることとなった。

今日の礎を築いてこられた歴代の役職員のご尽力に、衷心より敬意を表し、また、ご指導・ご支援を頂いた県をはじめ関係機関・団体に對し、深く感謝申し上げます。

この間、当会議は、その時々々の農業情勢を踏まえ、農業委員会とともに、常に農業者と地域の視点から、鋭意、業務に当たってきたが、農業者は米の生産調整（減反）や、頻発する冷災害、農畜産物の輸入自由化・価格の低迷、家畜疾病の発生など、幾多の困難な状況に置かれた。

そして今日、国の農政改革が本格的にスタートし、農業者は新たな取り組みが求められている。こうした中、先日24日、閣議決定さ

れた政府の新成長戦略や農林水産業・地域の活力創造プランの改訂において、農業委員会制度・組織の改革が打ち出され、今後、来年の通常国会に向けて法改正などの細部の詰めが行われるが、我々の業務と役割の重要性はいささかも変わるものではない。

先般、日本創成会議（座長・増田前岩手県知事）が2040年時点の消滅（可能性の高い）市町村を公表した。本県では27市町村に及ぶショッキングなものであった。農地を守ることは、農業ひいては地域・市町村を守ることもである。60周年を機に、決意を新たに力強い一歩を踏み出したい。

◆ 農政改革関連4法のうち、残る農業の担い手に対する経営安定交付金交付法改正案と、農業の有する多面的機能の発揮の促進法案が先月13日参議院本会議で可決・成立した。これで新政策のバックボーンとなる法律が出揃ったので、今後の我が国の農政は、この路線で展開されることとなる。

本県農業の再構築を図るため、これまでにも増して農業者をはじめ、関係機関・団体が一体となって取り組んで参らなければならない。

岩手県農業会議会長 佐々木 正勝

オピニオン
コーナー「農政改革への農業委員会の対応について」
～農地中間管理事業関連2法との関連で～

今年度から新しい農政改革がいよいよスタートしました。

もとより農業委員会系統組織は農地と担い手対策が主要業務であるので、農業会議としても、県内各地で諸制度の内容や有効活用について研修会を開催するなどにより周知を図ってきました。最近まで50回にも及んでいます。

今後とも農地の利用調整など中間管理事業の実効性を確保するため、従前にも増して取り組んでいく考えであります。

ここでは、特に農業委員会業務として○遊休農地対策の強化、○農地台帳の整備と公表、○農用地利用配分計画案への意見具申、の大きく3点の外、関連事項について万全を期していただく観点から、主なポイントを述べてみます。

◆簡素化された遊休農地に対する措置の徹底と中間管理機構への貸付誘導

遊休農地に対する農業委員会の措置は、改正前の6ステップから3ステップと簡素化されました。

まず、農地パトロールで確認された遊休農地の所有者や相続等に伴う不在地主に対し、速やかに利用意向調査を行ってくだ

さい。
その際、機構への貸付も誘導するとともに、事業の仕組みや支援措置（機構集積協力金等）

を紹介してください。

遊休農地の所有者が不明の場合や、機構との協議を勧告されたのに対応しない場合は、知事の公告により機構が中間管理権を取得します。

◆法定化された農地台帳・地図の一体的な整備と適正な情報開示

台帳等は住民基本台帳や固定資産税課台帳と定期的に照合することとされました。

さらに、農地パトロールでの遊休農地の状況、農地法等による許可・届け出の結果や農家への筆別表配布（選挙人名簿の確認時等）による確認結果等を反映させることが必要です。

また、台帳情報の開示も義務付けられました。

これはネットによるもの、要請に応じて事務所で閲覧させるもの、閲覧不可の三区画が定められ、それごとへの適正な対応（市町村の個人情報保護条例にも留意）が必要です。

なお、台帳情報の地図への連動ソフトは、全国会議所が開発中で来年4月から利用されます。

◆農用地利用配分計画への意見具申

農地の受け手を決定する配分計画の案は市町村が作成し機構が決定するものですが、この案に対して農業委員会へ意見を求めることを基本として運用されます。

従って農地制度のプロとしての確かな意見をお願いします。

意見は、地域との調和要件、全部効率利用耕作要件、常時従事要件を基本に行ってください。また、担い手への農地の集約・集積に当たっては、分散錯圃解消や面的集積にも配慮するようにしてください。

その外、計画に記載されている農地の地番・地積、所有者の氏名、賃貸の有無等を確認することとなります。

それらすべてに問題がなければ「意見なし」とします。

◆農用地利用集積計画による機構の中間管理権の取得

農地の出し手から機構に貸し付ける場合は、従来の制度である経営基盤強化法による利用集積計画の決定（農業委員会）や農地法三条の届出が必要になります。

また、機構集積協力金の交付を受けるため、これまでの権利設定を合意解約するケースが出てきます。

この場合は、当事者による農業委員会への通知が必要になるので、改めてその周知を図っていただくと思います。

◆機構へ貸し付けた農地を返された場合

機構へ貸し付けた農地に借り手が見つからない場合（二年間）、所有者に返されることになりま

す（この場合、農地法一八条の解約制限は適用されません）ので、両者の間に立って相談に 응ずるとともに、その後の方策について検討が必要になります。

（たとえば体験・市民農園や地域での景観形成作物づくりなど）それでも活用方策が見つからない場合、その農地の現状や本人の申請により非農地通知を出すことも出来ます。

◆地域マスタープラン見直しへの対応

五年後一〇年後の地域農業のあり方を描くこのプランは、すべての農業施策の基本となるものです。

今回の中間管理事業のスタートに対応しその見直しが進められます。

農業委員会はこれまでのプラン作成時の支援と同様、地域での話し合いや合意形成に積極的に参画していただきたいと思っています。

◆最後に

この中間管理事業は新しい仕組みが満載です。

この制度の活用により、地域の農地が効率的に利用され、生産性の向上が図られるよう、関係機関とも密接に連携して農業委員会の本来の役割を果たしてください。

（文責・河村）

60周年を迎える 岩手県農業会議

岩手県農業会議は昭和29年8月に創立以来、今年で60周年という記念すべき節目の時を迎えます。

この間、農地法に基づく意見具申などの法令業務を始め、農地の確保と有効利用の推進、認定農業者・農業法人・新規就農者等の担い手育成、農業委員会業務への支援・協力、農政に関する要請活動等を通じて本県の農業施策推進に重要な役割を果たして参ったところであります。

当会議においては、創立50周年にあたる平成16年に記念誌を作成し、それまでの歩みを纏めてありますので、その後の10年の主な動きについて振り返ってみます。

1 農政対策

平成17年に国の食料・農業・農村基本計画が策定され、それに基づき平成19年度から品目横断的経営所得安定対策など農政改革三対策が実施されました。平成23年度からは、民主党政権下で農業者戸別所得補償制度が本格実施されましたが、自民党の政権復帰後の平成25年度には経営所得安定対策に名称変更され、さらに、平成26年度からは一部見直しが行われています。

また、災害等を見ますと、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成21年の台風18号、そして、平成23年には、沿岸部を中心に想像を絶

する未曾有の被害をもたらした東日本大震災など、幾多の天災等に見舞われました。

一方、民主党への政権交代後の平成22年、菅首相の所信表明演説において突然打ち出されたTPP交渉への参加検討は、平成24年の自民党の政権復帰後も継承され、25年の安倍総理によるTPP交渉への参加表明へとつながりました。

これらの数々の農政課題に対し、農業施策確立への提案、災害等の対策の要請、TPP交渉における重要品目の関税撤廃除外などについて、県・県議会、本県選出国会議員等へ要請活動を行いました。

2 農地対策

平成21年に農地法が抜本改正され、制度の基本が農地の所有から利用に再構築されました。

その本格的な運用の実質スタートとなる平成22年度には、当会議に、農地相談センターを設置、農地相談員を配置して対応に万全を期したところです。

また、農業委員会に義務づけられた農地の利用状況調査について、農地パトロールと一体のものとして全農業委員会での実施を徹底しました。

平成24年度からは全市町村、集落で「地域農業マスタープラン」を作成することとなり、集落座談会への農業委員会の参画など、自らの役割が発揮されるよう支援しました。

平成25年度には、農地法の制定日である7月15日を、全国で初め

て「農地の日」として設定し、各農業委員会が趣向を凝らし、系統組織の取り組み意欲の結集の機会となりました。

また、年末には政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の実現に向けて農地中間管理機構関連2法が制定され、農地中間管理事業の農用地利用配分計画案への意見具申、遊休農地対策の強化、農地台帳及び地図の整備・公表などについて農業委員会に周知を図ったところです。

3 農業委員会活動強化対策

平成16年に農業委員活動の重点化と効率化を図るための改正農業委員会法が成立したことを踏まえ、農業委員会系統組織として、自らの改革を進めるための「いわての農地と担い手を守り活かす運動」を開始し、本県独自の活動記録カードも整備しながら活動の充実を図ったところです。

また平成17年度には、行財政改革が進められる中、市町村合併が進み県内の58市町村が35市町村に減少し、現在では33農業委員会事務局の下で業務が行われています。

4 担い手対策

平成17年度から、担い手を育成する「岩手県担い手育成総合支援協議会」の事務局を担うことになり、認定農業者や集落営農組織の育成、農業経営の法人化等に取り組みしました。

平成20年度からは国の「農の雇用」事業を活用して、農業法人等が、就農を希望する者を雇用しな

がら研修を行う業務を始めました。平成23年度からは「岩手県農業再生協議会」の一員として関係機関・団体と役割分担を行いながら、担い手対策に取り組んでいるところです。

5 結びに

農業会議が創立60周年を迎えるこの節目の年に、奇しくも農業委員会制度は大きな転換点に差し掛かっていますが、今後とも当会議は、農地と担い手に関する業務を通じて本県農業の発展に貢献する所存であります。

7月15日は「農地の日」です。

- 農地は、みどり、みのり、みらいを育みます。
- 農業委員会は、この大切な農地を守る役割を果たしています。

7月15日は、岩手県農業会議と市町村農業委員会が設定した「農地の日」です。
「農地の大切さ」をみんなで考えてみませんか。

私もひとこと

宇部川地区農業基盤整備事業に携わって感じて感じるこ



久慈市農業委員会
会長
宇部 繁

本事業の対象は、久慈市の南側と野田村の北側に跨った、農用地面積80・1haの区域であり、未整形、未整備の農地がほとんどであります。また、農道は狭隘な未舗装道路であり、安全な農作業に支障をきたしているほか、用水路も老朽化し排水不良の問題を抱えるなど、担い手の育成及び農地の面的集積の妨げとなっております。

この解消に向け、農業者のほ場整備への機運が高まったことから、営農組合を中心として集落営農を行うことにより、地域の活性化を目指すこととしました。現況の水田を50a区画に整備するとともに、農業生産法人の育成を図り農地の流動化を促進するため、農用地災害復旧関連区画整理事業と経営体育成基盤整備事業を導入することになり、平成21年

10月には宇部川地区農業基盤整備事業推進協議会を設立し、私も副会長兼事務局長に選任されました。

その後、当協議会は、平成25年3月に宇部川地区営農組合に名称を変更しました。

また、同じ月に私は換地委員長に就任し、平成26年2月に換地計画原案を作成、同3月にはそれを公開し、地権者から同意をいただくよう努力しております。

総論に賛成の土地所有者の方々も、各論になると国道45号線や市道に接することへの要望が多く、計画を理解していただくため換地委員長としても大変ですが、6月20日現在、270人の地権者に対し267人から同意をいただいております。

私が、この基盤整備事業を担当して感じたことは、地権者の中で郷里に住んでいない人の農地は、ほとんどが耕作放棄の状態、農業に無関心なため事業同意、換地同意に非常に困難を極めたことであります。

この度の農政改革に伴う農地法の改正により、遊休農地等の所有者またはその所在が分からない場合の公告制度が改善されたのは一歩前進ですが、前述の状況を解決するためには、更に不在地主について、本年5月に改正された復興特区法による「用地取得の特例」のような制度が創設され、優良農地の確保が図られる必要性を痛感したところであります。

住田町農業委員会が全国農業会議所会長賞を受賞

住田町農業委員会（会長 吉田信一）が、第6回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業において全国農業会議所会長賞を受賞したので、その主な活動内容を紹介します。

◆住田町農業委員会では、耕作放棄地の増加に伴い、景観の悪化や水稲、野菜等への鳥獣害が問題になったことから、農地の荒廃に何とか歯止めをかけたいとの思いで、平成18年から農業委員の自ら実践・行動する「遊休農地の解消支援活動」への取り組みを始めた。

◆町内2箇所の耕作放棄地にひまわりやそば、大豆などの展示圃場を設置し、農業委員が農機具などを持ち寄り、耕起から収穫までの作業を行い、国道沿いに植えられたひまわりの花は、ドライバーやお盆の帰省客の目を惹きつけました。また、秋に収穫されたそばの実を製粉後、町の産業祭り等のイベントや老人ホーム等での手打ちそばの実演に活用しました。毎年続けられていきます。

◆平成19年からは農業委員会がそばの種子を地域住民に無償で提供し、地域では共同で栽培したそばを地区行事に活用するなどの取り組みも広がっています。

◆平成20年からは耕作放棄地を利用し、保育園児と一緒にサツマイモの定植から収穫までを行う取り組みを始め、小学生に対しては、学校と連携して大豆の栽培から豆腐づくりまでの指導を行う

うなど、地産地消と食農教育に貢献しています。

◆平成21年から取り組み始めたトウモロコシ栽培は、翌年に地元の養豚農場から提供された豚ぶん堆肥を利用することで、糖度が平均以上のトウモロコシを収穫することができ、地域で高い評価を得ました。また、シカやハクビシン、クマからの被害を防ぐため、平成23年に電気牧柵の設置に取り組み、これによって被害が防止でき、十分な収量が見込めることがわかり、町内で電気牧柵の本格的な設置が進んでいます。

◆平成24年からは、遊休農地を活用した東日本大震災の被災者に対する支援として、遊休水田にひとめぼれを作付けし、収穫した米は町内の仮設住宅入居者全戸（約100戸）に配布し、入居者から感謝されています。

◆条件不利地域における耕作放棄地の解消に向けて、農業委員16人全員が一丸となって「目に見える活動」を実践していることは、高く評価され、地域農家の間でも「農地を遊休化させない」といった意識の向上がみられてきており、農地の有効活用が良い影響を与えています。また、地域住民の食料、農業の大切さ、地産地消、食育などに對する理解を深めることにも繋がっています。

◆住田町農業委員会は、農業委員一人一人が高い意識を持ち、今後とも精力的に耕作放棄地の解消活動

一関市農業委員会が 農業者年金事業表彰で 全国第3位に

一関市農業委員会では、農業者年金加入推進において、加入対象者名簿の適切な整備とそれに基づく重点加入対象者の明確化、戸別訪問の徹底といった基本的な取り組みを年度当初から着実に進めた結果、平成25年度の新規加入者数が20人に達しました。このような成果により、平成25年度農業者年金事業表彰の「新規加入者数部門」において、「新規加入目標数10人以上」の部で、目標達成率全国第3位を受賞しました。



中国理事長から農業者年金基金理事長賞を受賞する一関市農業委員会の伊藤会長
(2014.5.15農委会長研修会終了後、盛岡市内)

◆加入実績

全体では、目標13人に対して20人が加入（達成率は154%）し、そのうちの重点対象としている若年層（20～39歳）は目標7人に対して11人が加入（達成率は157%）しました。

- ### ◆取組みの特徴
1. 制度のPR
・年3回発行の農委だよりに年金記事を掲載（年1回年金チラシを配付）
 - ・一関コミュニティFM出演
・青年農業者の集まる会議に出席（岡磐4日クラブ総会、新規就農者研修会）
 - ・家族経営協定担当課との連携
 2. 加入推進対象者名簿作成
・抽出条件を「58歳以下&認定農業者（276名）から「50歳以下&耕作従事日数100日以上&国年1号被保険者（免除者除）（307名）」に変更
 3. 加入推進者の絞り込み
・農業委員の知人
・認定農業者の後継者
・農業者年金受給者の後継者
・農業者年金加入者の妻
・会社を60歳前に退職し厚生年金から国民年金に変わった方
 4. 加入推進体制
・加入推進班：11班体制
・班員：各地区担当の農業委員
 5. 推進会議の早期開催（6月）
・加入推進強化月間：毎年12月、2月
・農業委員による戸別訪問を実施（※農業委員の要請により、事務局職員も同行して制度説明）
 6. 効果的な勧め方
・年金がなぜ必要か具体的な数字（金額、年数など）を入れながら話す
・民間の個人年金と比較し、有利なポイントの説明
・国庫補助制度をPR

本県の3農業委員会が全国10傑に入賞

この度、平成25年の全国農業新聞普及の取り組みを表彰する「普及・拡張特別優秀農業委員会表彰」で、本県の3農業委員会が全国10傑に入賞しました。

◆普及・拡張特別優秀農業委員会表彰

- ① 増加部数の部
大船渡市農業委員会第2位
- ② 農業委員数対比普及率の部
紫波町農業委員会第4位
- ③ 普及部数の部
一関市農業委員会第10位

全国10傑に入賞した3農業委員会のうち、大船渡市農業委員会の普及・推進事例を紹介します。

◆大船渡市農業委員会は、平成25年の平均部数160.8部で平成24年平均部数と比べ60.5部増加し普及部数増加の部で全国2位となりました。

東日本大震災当時から支援をいただいていた山口県美祢市農業委員会が平成24年度表彰で全国10傑に入賞したことに鈴木幸雄会長が触発されたことがきっかけとなり、「ありがとう」の感謝の気持ちを原動力に美祢市農業委員会をはじめ全国の皆さんに「お陰様で元気にしております」と伝える最適な方法として全国農業新聞普及に取り組み始めました。

顕著な成績を上げるに至った一番の要因は、明確な目標・計画の設定とリーダーシップ・チーム力

にあります。「全国表彰増加部数の3傑に入る」、「記事の充実と、被災で休止した農業委員活動を復活させ『見える化』に取り組み」の2点を目標にしました。

その達成のために、例年より早く5月に強化月間を企画し、一人2部、全体では42部を目標、委員20人事務局1にするとともに、遊休農地対策として椿の植栽をする計画を立て、鈴木会長の陣頭指揮のもと、農業委員、事務局が一体となって普及・推進に取り組みしました。鈴木会長が委員宅を激励に回ったことも弾みとなりました。活動の「見える化」については、農地の幹旋や「椿の植栽」活動をはじめ、「被災後の農地転用地の分析」を記事にするなどの成果をあげました。

そして、今回の一番の成果は、単なる普及・拡大ではなく、強いリーダーシップとチーム力により農業委員会活動が活気づいたことです。被災地支援の恩返しとして始まった新聞の普及活動は普及に止まらず、農業委員会の本来の活動を取り戻し、復興元年ともいえるまでに戻りました。

今後は、被災地が元気になる農業委員活動の積み上げにより購読者を確保し、10年後に成長した椿の下で「チーム農委」が集まってこれまでの軌跡を振り返ることが目標です。

農業者年金加入推進ニュース

■26年度の加入推進の取組み
岩手県の平成26年度加入推進目標は125人です。又、そのうちの重点対象としている若年層の方(20～39歳)については69人の加入を目標としています。

平成26年度においては、「第三期3カ年運動」の中間年度として、着実に成果を挙げる必要があります。このためには、加入対象者名簿の適切な整備と重点対象者を定めた上で目標を設定し、加入推進部長の陣頭指揮の下、地区別加入推進班による取組みなど、原点に立ち返り、新規加入目標の達成に向けて関係機関・団体が一丸となった取組みを進めましょう。

1 加入推進の基本方針

① 農業者年金は農業者の老後生活を支える唯一無二の公的年金であることを踏まえ、農業者年金の制度の意義及び必要性について農業者への理解を深めながら、農業者年金に入っている良かったという農業者が一人でも多くできるよう、取り組む。

② 加入資格があるにもかかわらず、あるいは、政策支援を受けられず、可能性があるにもかかわらず、制度の内容を知らなかったため加入しなかったという農業者が一人でもいないよう、徹底する。

2 加入推進強調月間

日常の加入推進活動に加え、制度の周知徹底及び戸別訪問等を集中的に行う「加入推進強調月間」を前倒しして設定し、効果的な加入推進活動を実施する。(※県域では、前期の強調月間を6～8月に設定しています。)

■加入推進特別研修会

今年度は、加入推進部長や農業委

員を対象にした「加入推進部長等特別研修会」を農業委員統一選挙後の9月25日(木)に開催します。

これまで出席したことのない加入推進部長や農業委員の皆さんは、是非出席願います。

○会場「エスポワールいわて」

盛岡市中央通1-1-138

全国農業新聞普及ニュース

6月～7月は前期普及強調月間です！

普及強調月間は年3回設定することとしており、前期普及強調月間は例年より一カ月早めて6月から実施しております。この月間から既に一月が経過しましたが、6月の普及状況は次の通りです。

◆新規申込み9部にに対し、中止が58部となり、対前月部数対比49部の減と厳しい状況となっております。県全体でも3,953部とついに4千部を割ってしまいました。

7月には農業委員統一選挙が行われます。本県では10農業委員会で改選が行われます。新任の農業委員のみなさんに購読いただくことはもちろんですが、退任される農業委員のみなさんには継続して購読いただき、ますようお願いいたします。今後、2年間にわたって順次改選が行われますので、改選が行われる農業委員会については同様の取り組みをいただきますようお願いいたします。

試験事業は、農業委員会の希望に合わせて随時実施いたしますので、一カ月前にご相談下さい。

本会においても各農業委員会の活動の支援を積極的に行って参りますので、ご要望等ありましたらその都度ご連絡を頂ければと思います。

26年7月から9月までの主要な行事

開催時期	行事名
7月 8日(火)	緊急市町村農業委員会会長会議(岩手教育会館)
7月14日(月)	第410 回常任会議員会議(エスポワールいわて)
8月 1日(金)	臨時総会(エスポワールいわて)
8月 6日(水)	新任農業委員研修会(盛岡市内)
8月12日(火)	第411 回岩手県常任会議員会議(エスポワールいわて)
8月22日(金)	第50 回東北農業経済学会・岩手県大会シンポジウム(岩手大学)
8月28日(木)	東北・北海道農業活性化フォーラム(盛岡市民文化ホール)
9月16日(火)	第412 回岩手県常任会議員会議(盛岡市内)
9月16日(火)	岩手県農業会議創立60 周年記念式典(盛岡市内)
9月24日(水)	農業委員会農地事務担当職員研修会(エスポワールいわて)
9月25日(木)	農業者年金加入推進特別研修会(エスポワールいわて)

新刊図書のご案内

人間力を高め「スーパー農業委員」となる啓発書

ザ・スーパー農委
～複眼的視点で地域アプローチ～



コード番号: 26-11
B5判・32頁
定価: 600円

農地白書を県内全市町村において作成した鳥取県農業会議の川上一郎会長による農業委員啓発、激励に向けた渾身の書。農業委員の皆さんが自らの役割を再考し、農地を守り、活かす、現場の声を発信する活動の強化に向け、自己改革を促すための一冊です。

先進経営体の「強さ」の秘密を解き明かす

新世代の農業挑戦
～優良経営事例に学ぶ～



コード番号: 26-14
新書判・250頁
定価: 1,100円

日本農業の現状を踏まえ、様々な経営類型での技術革新や経営改善の取り組みを紹介する農業経営事例研究の書。事例に学ぶことで、旧来の農業感を払拭させ、農業経営者に元気を与える一冊です。

3年ぶりのリニューアル。最新事例を紹介。

「家族経営協定」で新しい時代をひらく
家族経営協定・農業経営・年金等の研修会や農家配布用に



コード番号: 26-15
A4判・12頁
定価: 160円

農業経営や暮らしの現状確認を出発点として、世代、男女を問わずに対等な立場で話し合いを進め、家族全体や個々人の夢を実現していくための「家族経営協定」に取り組んでみませんか。東京農業大学・五條満義准教授が書き下ろした農家向けパンフレットです。

お申し込みは岩手県農業会議へ

TEL: 019-626-8545 FAX: 019-629-9210